

登録基幹技能者で、まだ建設キャリアアップシステムに登録していない方は、9月30日までに**新規登録申請**頂ければ、ゴールドのカードを発行できます。

延長されました

9月30日まで

延長されました

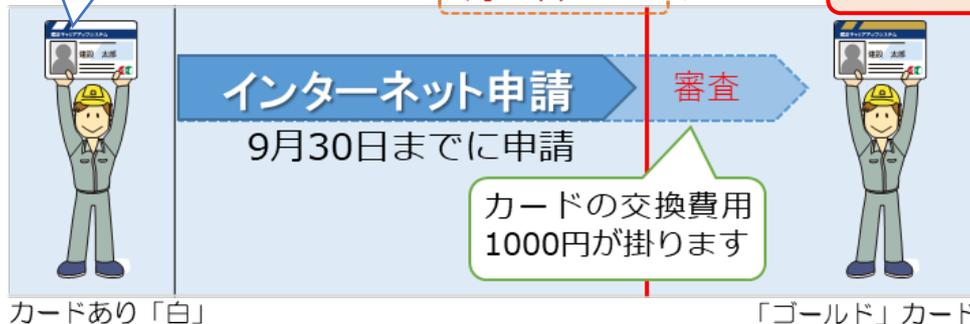


建設キャリアアップシステムに登録しているが、登録基幹技能者の登録をしていない方は、9月30日までに**変更申請**をして頂ければ、ゴールドのカードを発行できます。

延長されました

9月30日まで

延長されました

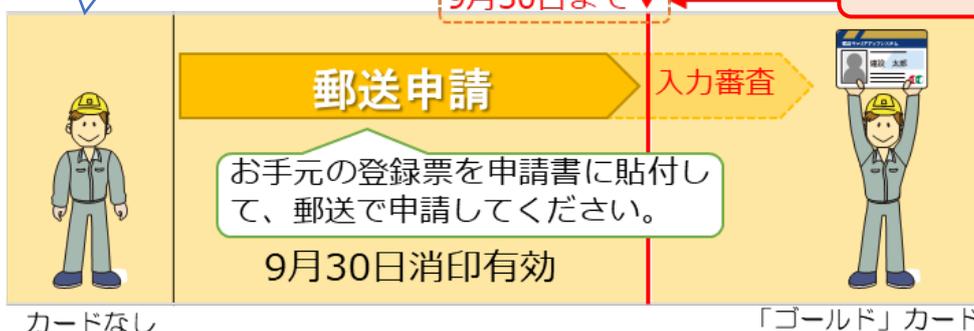


登録基幹技能者対象の**特別講習修了者**で、まだ建設キャリアアップシステムに登録していない方は、9月30日までに登録申請頂ければ、ゴールドのカードを**無料**で発行できます。

延長されました

9月30日まで

延長されました



事務連絡
令和2年3月23日

登録基幹技能者講習実施機関 各位

国土交通省 土地・建設産業局
建設市場整備課長 小笠原 憲一

登録基幹技能者に対するキャリアアップカード交付
に係る特例措置の延長について

平素より、登録基幹技能者制度の推進を始め、建設行政に対して特段のご理解、ご支援を賜りまして誠にありがとうございます。また、それぞれのお立場で、建設業の発展にご尽力いただいておりますことに改めて御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、令和2年1月22日付で、事務連絡「登録基幹技能者に対するキャリアアップカード交付の取扱について」を発出し、登録基幹技能者が建設キャリアアップシステムの技能者登録を行った場合に、能力評価の申請手続を行うことなくゴールドカード（レベル4）の交付を受ける特例措置について、年度内に限った取扱である旨周知するとともに、早期に技能者登録を行うよう要請を致しました。

しかしながら、上記要請にもかかわらず、登録基幹技能者の建設キャリアアップシステム登録数については、最新のデータによると、いまだ全体の3割程度にとどまっており、必ずしも十分な周知徹底がなされていない可能性も考えられます。

このため、登録基幹技能者の登録促進に向けた措置を継続し、登録の要請を続けるため、登録基幹技能者に対する特例措置を6か月間延長し、令和2年9月30日を期限として取り扱うことと致します。

貴団体においては、特例措置の延長について登録基幹技能者に対して周知し、理解を促すとともに、全ての登録基幹技能者が当該期間中に建設キャリアアップシステムの登録申請を行うよう、一層の周知徹底にご協力をお願いいたします。

なお、本取扱については、建設キャリアアップシステム運営主体である一般財団法人建設業振興基金と調整済であることを念のため申し添えます。

以 上